

令和 6 年 度
事 業 報 告 書

令和 7 年 6 月

独立行政法人北方領土問題対策協会

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の目的、業務内容	2
(1) 法人の目的	2
(2) 業務内容	2
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	3
4. 中期目標	4
(1) 概要	4
(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標等	4
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	5
6. 中期計画及び年度計画	6
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	8
(1) ガバナンスの状況	8
(2) 役員等の状況	10
(3) 職員等の状況	10
(4) 重要な施設等の整備等の状況	10
(5) 純資産の状況	11
(6) 財源の状況	11
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	11
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	12
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	13
(1) リスク管理の状況	13
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	13
9. 業績の適正な評価の前提情報	14
10. 業務の成果と使用した資源との対比	16
(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績	16
(2) 自己評価	17
(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	18
11. 予算と決算との対比	19
12. 財務諸表	20

(1) 貸借対照表	20
(2) 行政コスト計算書	20
(3) 損益計算書	20
(4) 純資産変動計算書	21
(5) キャッシュ・フロー計算書	21
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	22
(1) 貸借対照表	22
(2) 行政コスト計算書	22
(3) 損益計算書	22
(4) 純資産変動計算書	22
(5) キャッシュ・フロー計算書	22
14. 内部統制の運用に関する情報	23
(1) 内部統制の運用	23
(2) 監事監査	23
(3) 入札及び契約に関する事項	23
(4) 予算の適正な配分	23
15. 法人の基本情報	24
(1) 沿革	24
(2) 設立根拠法	24
(3) 主務大臣	24
(4) 組織図	25
(5) 事務所（従たる事務所を含む）等の所在地	25
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	25
(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較	26
(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）	26
16. 参考情報	28
(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明	28
(2) その他公表資料等との関係の説明	30

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、特殊法人北方領土問題対策協会を引き継ぐものとして、平成 15 年 10 月 1 日に設立されました。

以来、北方領土問題その他北方地域の諸問題についての国民世論の啓発、日本国民と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業（以下「四島交流事業」という。）、北方領土問題その他北方地域の諸問題についての調査研究、北方地域に生活の本拠を有していた者（以下「元島民」という。）に対する援護事業、北方地域旧漁業権者や元島民等に対する事業の経営と生活の安定を図る融資事業を実施してまいりました。

組織運営につきましては、業務の見直し、業務運営の効率化に伴う経費節減等、業務運営の効率化に取り組んでいます。また、内部統制の推進に取り組んでおり、コンプライアンス委員会の定期的な開催を行うとともに、情報セキュリティを含めた個人情報の管理を特に重要なリスクに掲げその対応を図っているところです。

北方領土問題は、第二次世界大戦の末期、日本がポツダム宣言を受諾し、降伏の意図を明確に表明した後にソ連軍が北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の四島をいう。）に侵攻し、日本人島民を強制的に追い出し、さらには北方領土を一方的にソ連領に編入するなどし、ソ連が崩壊してロシアとなった現在もなお、北方領土を不法占拠し続けていることから生じています。これは、領土という国家の基本に関わる問題であり、北方領土問題の解決は我が国の外交にとって最重要の課題の一つとなっております。我が国固有の領土である北方領土の返還を実現するためには、国の外交交渉とともに、国民の正しい理解と支援・協力が不可欠です。

北方領土問題の解決は、我が国とロシア両国間の最大の懸案事項であり、一日も早くこの問題が解決し、平和条約が締結されることが必要です。現下の日露関係は厳しい状況にありますが、協会は、北方領土問題等の解決の促進を図るために邁進していく所存ですので、今後とも皆様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

独立行政法人北方領土問題対策協会
理事長 山本 茂樹

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

協会は、北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。）に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査及び研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的としています。

また、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号。以下「北方地域旧漁業権者等法」という。）に基づき、北方地域旧漁業権者等（北方地域旧漁業権者等法第 2 条第 2 項に規定する北方地域旧漁業権者等をいう。）その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的としています。（独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号。（以下「協会法」という。））第 3 条）

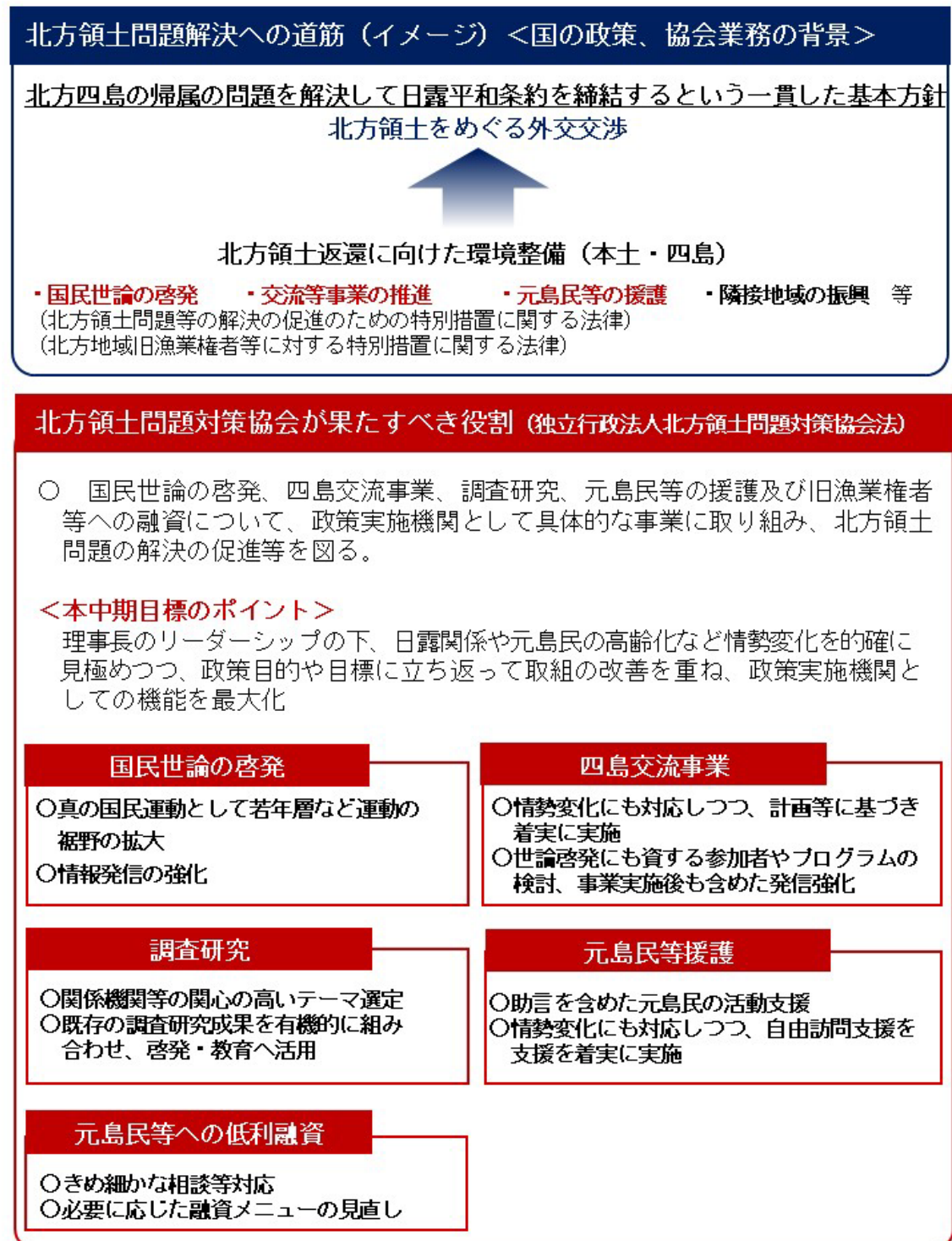
(2) 業務内容

協会は、協会法第 3 条の目的を達成するため以下の業務を行っています。

- ① 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発
- ② 四島交流事業
- ③ 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての調査研究
- ④ 元島民に対する必要な援護
- ⑤ ①～④の業務に附帯する業務
- ⑥ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

（独）北方領土問題対策協会の政策体系図



4. 中期目標

(1) 概要

令和5年4月～令和10年3月を対象期間とする第5期中期目標を内閣府及び農林水産省から示されています。

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は、70年以上にわたり今もなおロシアが不法占拠し続けており、我が国は、北方領土問題を解決して日露平和条約を締結することを一貫した基本方針として、日露両首脳間の交渉を始め、様々なレベル、分野での外交交渉が粘り強く続けられています。これらの外交交渉には、北方領土問題の解決を求める国民世論の結集が不可欠であり、国民運動の一層の高揚と裾野の拡大が求められています。

そうした中で、協会は、国民世論の啓発、四島交流事業、元島民の援護、北方地域旧漁業権者等への融資等について、その政策実施機関として具体的な事業に取り組み、北方領土問題の解決の促進等を担うことが求められています。

また、協会が、理事長のリーダーシップの下、外交交渉等の情勢変化を的確に見極め、知恵を絞り、政策目的や目標に立ち返って大胆かつ不断に取組の改善を重ねるとともに、政府の方針に基づき機動的な対応を可能とする体制の整備を図りながら、政策実施機関としての機能を最大化することが求められています。

※ 詳細につきましては、第5期中期目標を御覧ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標等

協会では、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。各々の業務内容を基にしており全部で5つに区分しており、経理区分については、各業務と財源区分との関係などから2つの勘定に区分しています。具体的な区分名及び区分ごとの目標は、以下のとおりです。

一定の事業等のまとまり (セグメント区分)	概 要	勘定区分
ア 国民世論の啓発	・ 全国における返還運動の推進 ・ 返還運動の後継者育成の強化 ・ 情報発信の強化	一般業務勘定
イ 四島交流	・ 情勢変化を踏まえた事業の実施 ・ 交流プログラム等の充実 ・ 参加者による事後活動の推進	
ウ 調査研究	・ 関心の高い研究テーマの選定 ・ 研究成果の発信と利活用	
エ 元島民等の援護	・ 元島民等が行う活動への支援 ・ 情勢変化を踏まえた事業の実施	
オ 貸付業務	・ 利用者に対する親身な対応 ・ 融資メニューの適切な見直し	貸付業務勘定

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【経営理念】

国民世論の啓発、四島交流事業、元島民の援護、北方地域旧漁業権者等への融資等について、その政策実施機関として具体的な事業に取り組み、北方領土問題の解決の促進等を担うとともに、関係機関・団体等と密接な連携を保ち、効果的かつ効率的な業務運営を実施する機関となることを理念としています。

【運営方針】

- ・ 法人としての説明責任を十分に果たすため、指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底に努めます。
- ・ 業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事機能の実効性の更なる向上や、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しに努めます。
- ・ 情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行し、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上することに努め、計画的な人材の確保・育成の取組を進めます。

【職員行動指針】

- ・ 法令や諸規程を遵守し、誠実に自己の職務に精励しなければならない。
- ・ 自らの役割をしっかりと理解した上で、それぞれの職務に専念しなければならない。
- ・ 予算の執行及び会計処理の適正を期すため、適正な会計・契約処理を行わなければならない。
- ・ 個人情報、法人文書及び職務上知り得た秘密を厳正に管理するとともに、情報セキュリティ対策の向上に努めなければならない。
- ・ 説明責任を果たすべく、適時適切な情報開示に努めなければならない。
- ・ 安全で衛生的な職場環境の維持に努めるとともに、秩序と活力のある職場環境の形成に努めなければならない。

6. 中期計画及び年度計画

中期目標を達成するための中期計画を作成し、毎年度において中期計画に基づく年度計画を作成しています。計画の概要は、以下のとおりです。

※ 詳細につきましては、第5期中期計画及び令和6年度計画を御覧ください。

◎国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

(1) 国民世論の啓発

①北方領土返還要求運動の推進

全国各地で開催される事業（県民大会等）に対する様々な支援等により、返還要求運動を推進し、国民運動としての活性化を図ります。中期目標における指標は、全国各地の事業への若年層の参加割合の増加、SNS等の発信件数、読者数、反応数の増加等が設定されており、その達成に努めていきます。

②青少年や教育関係者に対する啓発

全国の青少年や教育指導者を対象とした研修会等の実施、全国に設置されている北方領土問題教育者会議への支援等により、北方領土教育の充実を図ります。中期目標における指標は、青少年による元島民等との主体的な意見交換の実施、協会HP掲載の学習教材集のダウンロード数の増加等が設定されており、その達成に努めていきます。

③国民一般に対する情報発信

SNSの活用、四島交流等事業使用船舶の利活用、啓発施設の運営等により、国民が北方領土問題に触れる機会を提供し、関心と理解を広げます。中期目標における指標は、イメージキャラクター「エリカちゃん」の積極的な活用、啓発施設の集客数の増加等が設定されており、その達成に努めていきます。

(2) 四島交流事業

日露関係等の情勢変化を踏まえて、北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に実施します。中期目標における指標は、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫、事業後における参加者の活発な情報発信に必要な措置等が設定されており、その達成に努めていきます。

(3) 調査研究

北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施することとし、前中期目標期間に実施した元島民の資料収集事業への評価等を踏まえ、元島民の体験談の記録・収集等を行います。中期目標における指標は、調査研究結果の積極的な周知、調査研究結果等の啓発や教育への活用等が設定されており、その達成に努めていきます。

(4) 元島民等の援護

元島民等が置かれている特殊な事情や元島民の高齢化の現状に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や後継者育成等の活動について支援を行うとともに、日露関係等の情勢変化を踏まえて、北方四島への自由訪問を着実に実施します。中期目標における指標は、元島民等への活動に対する助言を含めたきめ細かな支援等が設定されており、その達成に努めていきます。

(5) 北方地域旧漁業権者等への融資

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づいた融資事業を実施し、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身な相談やサービスを行います。中期目標における指標は、相談件数の増加、貸付債権に占める金融再生法開示債権の比率の抑制、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえた融資メニュー見直し等が設定されており、その達成に努めていきます。

◎業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・ 理事長がリーダーシップを発揮するため、職員に対して法人のビジョンを明確に発信し、事業の有効性や費用対効果についての検証を行い、PDCAサイクルを実効的に機能させるよう努めます。
- ・ 一般管理費（人件費、公租公課、事務賃借料及び一時経費を除く。）及び業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する傭船・運航に係る経費を除く。）を削減し、経費の効率化を図ります。
- ・ 国家公務員の給与水準を十分に考慮した給与水準の適正化、一般競争入札等による契約などの調達の合理化、運営費交付金の業務達成基準による収益化の実施、法人の意思決定プロセスの明確化などの内部統制の充実・強化、情報システムの適切な整備及び管理などのデジタル化による業務運営の効率化に努めます。

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

協会の役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、主務大臣は内閣総理大臣となっておりますが、業務の一部は内閣総理大臣及び農林水産大臣が主務大臣となっております、その状況は次のとおりです。

業務内容	主務大臣
役員及び職員並びに財務及び会計その他の管理業務に関する事項	内閣総理大臣
貸付業務に係る財務及び会計に関する事項	内閣総理大臣及び農林水産大臣
一般業務に関する事項	内閣総理大臣
貸付業務に関する事項	内閣総理大臣及び農林水産大臣

② ガバナンス体制図

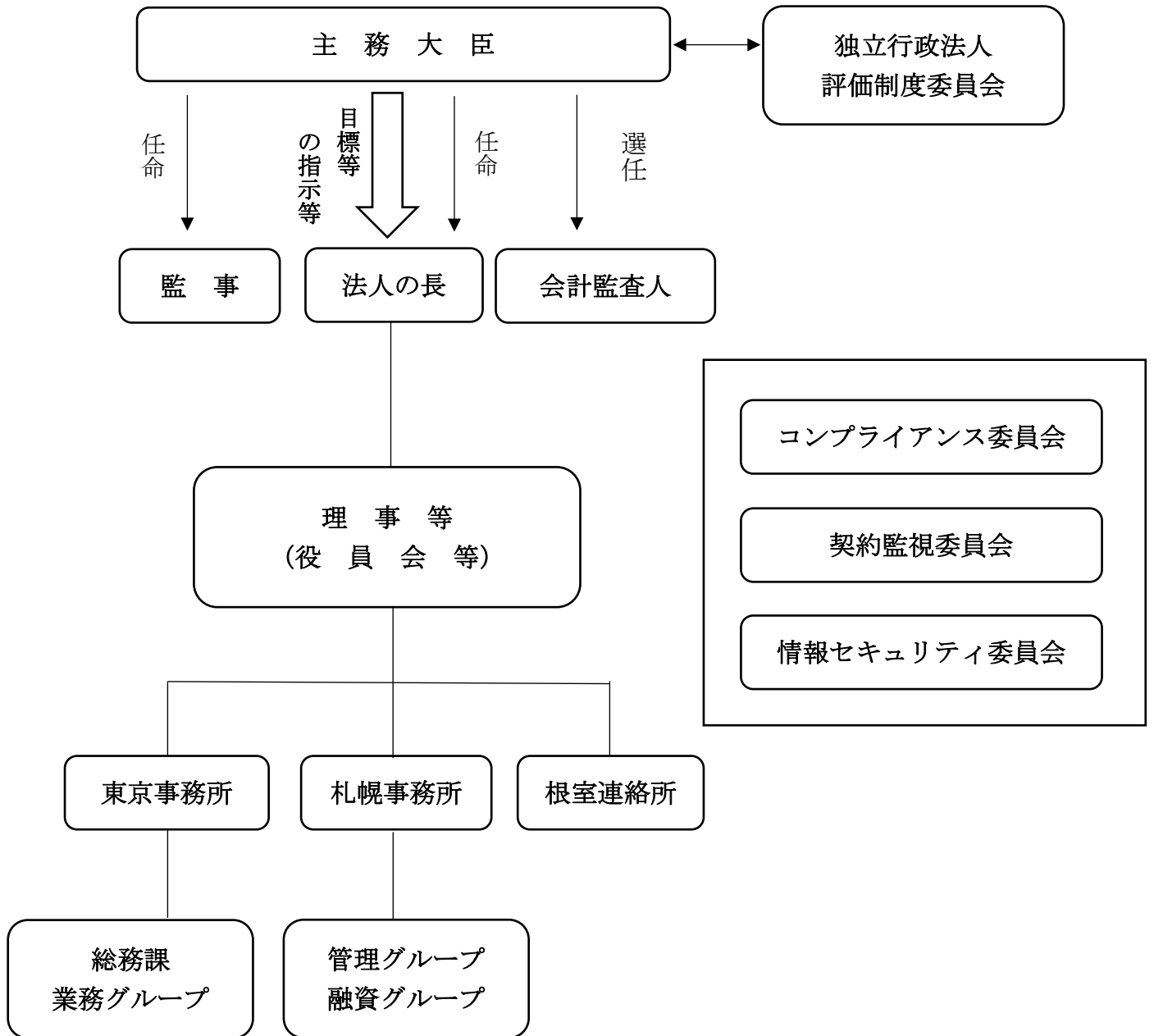
ガバナンスの体制は次のとおりです。なお、平成 26 年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、内部統制の目的が、協会の役職員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制、その他協会の業務の適正を確保するための体制を整備し、協会のミッションを効果的かつ効率的に達成していくことを明確化してきたところです。

また、内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人の監査のほか、コンプライアンス委員会など外部有識者等から成る委員会を設け定期的なモニタリング等を実施しています。

※ 内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書を御覧ください。

北方領土問題対策協会のガバナンス体制図

目標案の諮問・答申等



(2) 役員等の状況

① 役員の状況

(令和7年3月末現在)

役職・担当	氏名	任期	経歴
理事長	山 本 茂 樹	自 令和5年 4月 1日 至 令和10年 3月 31日	前 内閣府本府国際調整官
理事(常勤)	鶴 田 賢 一	自 令和5年 10月 1日 至 令和7年 9月 30日	前 協会事務局長
理事(非常勤) 返還運動関係	外 口 真 大	自 令和7年 1月 1日 至 令和9年 12月 31日	公益社団法人日本青年会議所会頭
理事(非常勤) 調査研究(教育)関係	高 岡 麻 美	自 令和5年 10月 1日 至 令和7年 9月 30日	玉川大学教職大学院教育学研究科教職 専攻教授
理事(非常勤) 外交関係	湯 浅 剛	自 令和6年 4月 1日 至 令和8年 3月 31日	上智大学外国語学部ロシア語学科教授
理事(非常勤) 広報関係	左近充 ひとみ	自 令和6年 4月 1日 至 令和8年 3月 31日	内閣府大臣官房政府広報室政府広報ア ドバイザー
理事(非常勤) 北海道関係	濱 坂 真 一	自 令和5年 10月 1日 至 令和7年 9月 30日	北海道副知事
監事(非常勤) 東京事務所	中 野 智 美	自 令和5年 8月 1日 至 令和9事業年度の 財務諸表承認日	公認会計士
監事(非常勤) 札幌事務所	東 田 俊 和	自 令和5年 8月 1日 至 令和9事業年度の 財務諸表承認日	公益財団法人北海道青少年育成協会専 務理事兼事務局長

② 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は有限責任 あずさ監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の協会の監査証明業務に基づく報酬の額は、8,316千円(税込)です。なお、非監査業務に基づく報酬はありません。

(3) 職員の状況

常勤職員は、令和6年度末現在22人(前年度末21人)であり、平均年齢は45.1歳(前年度末44.4歳)となっています。このうち、国等からの出向者は3人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

当該項目については該当なし

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

当該項目については該当なし

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

当該項目については該当なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の状況

(単位:千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	256,070	0	0	256,070
資本金合計	256,070	0	0	256,070

② 目的積立金等の状況

目的積立金及び繰越積立金はありません。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位:千円)

区 分	金 額	構成比率
収 入		
運営費交付金	1,343,516	88.8%
貸付事業費補助金	122,800	8.1%
政府受託収入	30,220	2.0%
貸付金利息収入	15,183	1.0%
その他	1,161	0.1%
合 計	1,512,880	100%

(注) 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない場合がある。

② 自己収入に関する説明

一般業務勘定の事業では、北方四島在住ロシア人の受入事業を外務省から受託したことにより 30,220 千円の自己収入を得ています。

なお、本事業はロシアによるウクライナ侵略の影響により中止となり、傭船料のキャンセル料等が自己収入となっています。その他、預金利息などを徴収したことにより 830 千円の自己収入を得ています。

また、貸付業務勘定の事業では、北方地域旧漁業権者などに対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通したことにより、貸付金利息など 15,514 千円の自己収入を得ています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

社会及び環境への配慮の方針として、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定めており、環境物品の調達に努めています。また、業務における環境配慮については、温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画を策定し、毎年度、環境物品等の調達を推進するほか、電気使用量やコピー用紙等の使用量の削減に努めています。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

北方領土は、歴史的に見ても一度も外国の領土になったことがない我が国固有の領土であり、国際的取決めからも我が国に属する領土であることは明らかですが、第二次世界大戦の末期、日本がポツダム宣言を受諾し、降伏の意図を表明したあとにソ連軍が北方領土に侵攻し、日本人島民を強制的に追い出し、ロシアとなった現在もなお、不法占拠を続けています。

このようにロシアが我が国領土である北方領土の不法占拠を続けていること―これが「北方領土問題」で、領土という国家の基本に関わる問題です。

北方領土問題の解決は、我が国の外交にとって最重要の課題の一つであり、日ロ両国間の最大の懸案事項でもあります。日本政府は、北方領土問題を解決してロシアと平和条約を締結することにより、日ロ間に真の友好関係を確立するという方針のもと、粘り強くロシア政府との領土返還交渉を行っています。

現在、日露関係はロシアによるウクライナ侵略を契機として厳しい情勢にあり、元島民の平均年齢が 89 歳を超えるなど返還運動の中核を担う方々が一層の高齢化を迎えている状況です。

北方領土問題を風化させず、北方領土の返還を実現するためには、国の外交交渉とともに、1 人でも多くの国民の関心と理解、今後の返還運動の担い手としての後継者の育成が不可欠です。協会は国民世論の啓発等の事業へしっかりと取り組み、北方領土問題の解決の促進等を図っていきます。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

理事長、監事及び会計監査人とのディスカッションや研修等により、法人内部のガバナンスの強化に努め、内部統制の推進に取り組んでいます。コンプライアンス規程に基づく「コンプライアンス委員会」では、外部有識者を含めた委員の意見を聴取し、活発な意見交換を行い、委員からアドバイスをいただき、組織運営に活かしています。

特にリスク管理については、情報セキュリティインシデントの発生、個人情報の漏洩が組織共通の重大なリスクであることから、リスク発生時における対応を定め、日常業務において徹底するよう機会を捉えて役職員に注意喚起を行うとともに、職員の意識向上を図るため、研修を実施しています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

① 業務の見直し

国民世論の啓発事業を中心に事業の有効性や費用対効果の検証を行い、検証結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善及び効率化を行っています。

② 組織共通の重大なリスクへの対応状況

(ア) 情報セキュリティインシデントの発生

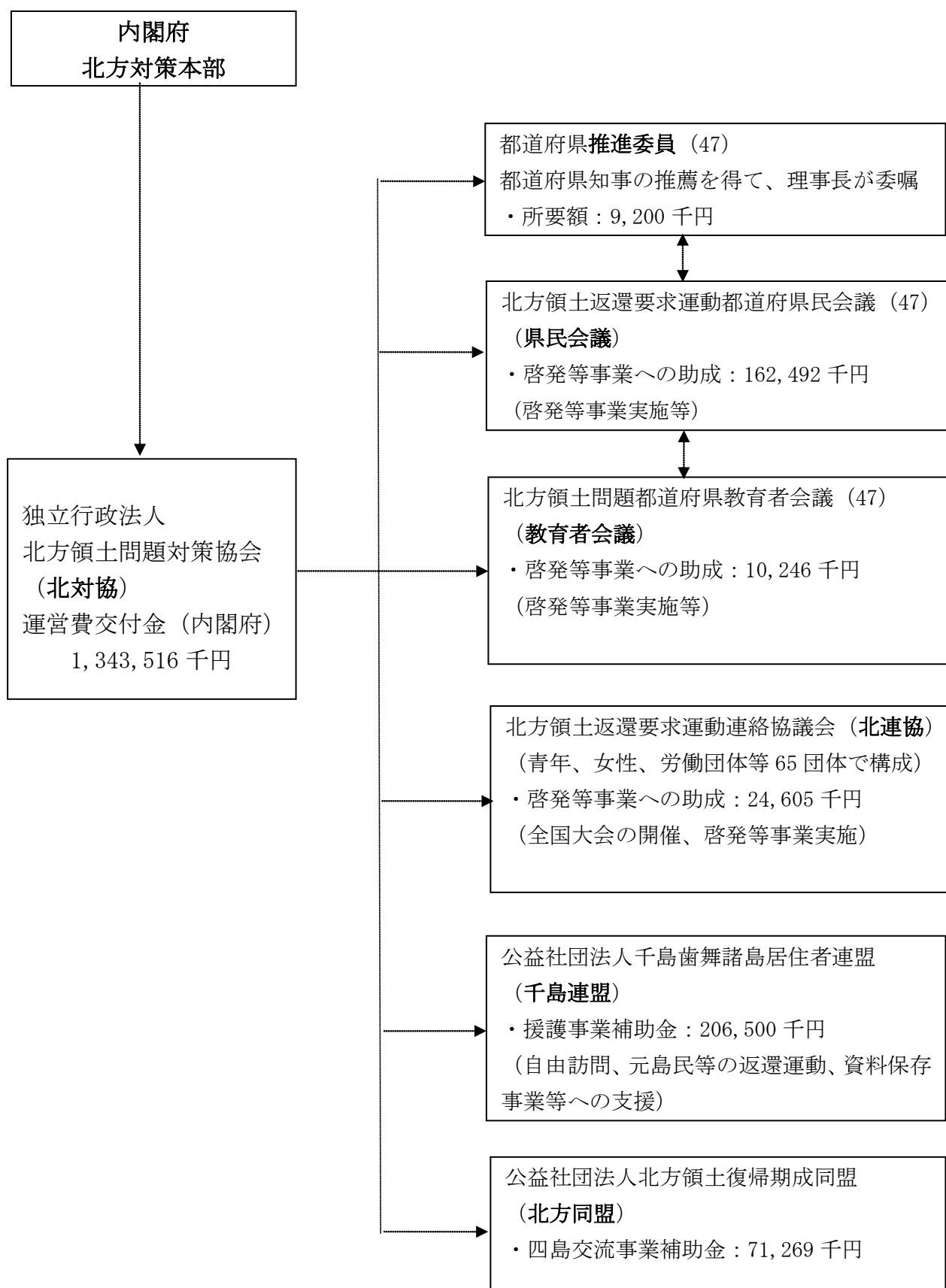
リスク発生時の報告・連絡体制、対応すべき事項、教育計画等を含めた情報セキュリティポリシーを策定し、リスクが発生した際に対応ができるよう具体的に定めています。また、国等が実施する研修に担当職員を派遣しているほか、全役職員を対象として、情報セキュリティの教育研修、訓練を年に1回、実施しています。さらに、監査により運用が適切になされているかの確認を実施しています。これらの取組により、リスク発生時の対応なども含め、常日頃から適切な対応がとれるよう努めています。

(イ) 個人情報の漏洩

リスク発生時の報告・連絡体制、対応すべき事項等を含めた保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を策定し、リスクが発生した際に対応ができるよう具体的に定めています。また、国等が実施する研修に担当職員を派遣しています。さらに、監査により運用が適切になされているかの確認を実施しています。このような取組により、リスク発生時の対応なども含め、常日頃から適切な対応がとれるよう努めています。

※ 詳細につきましては、業務実績報告書を御覧ください。

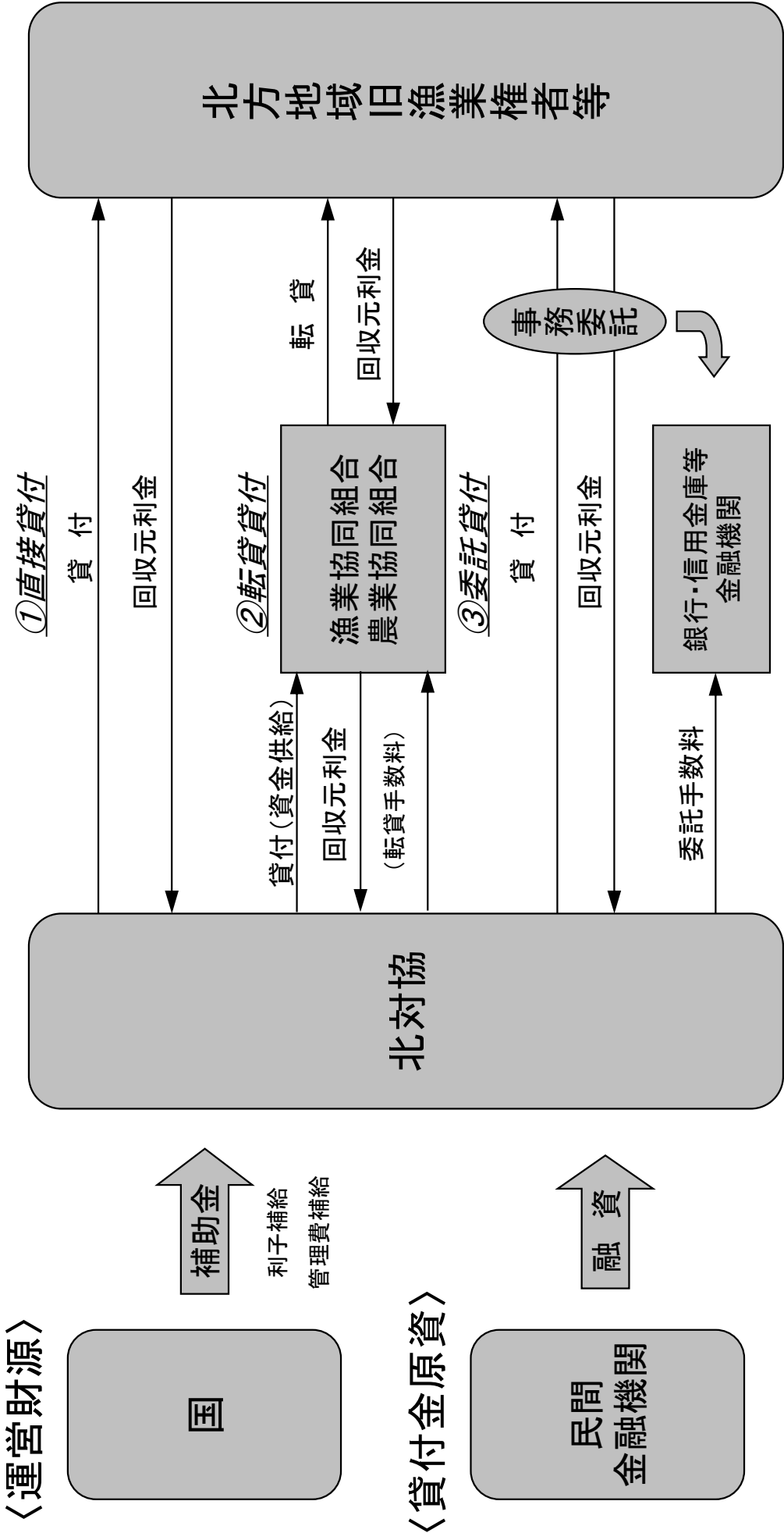
9. 業績の適正な評価の前提情報



貸付業務概略図

(令和7年3月末時点、金額：百万円)

	件数	比率	金額	比率
①直接貸付	1,929	86.7%	663	29.1%
②転貸貸付	169	7.6%	917	40.3%
③委託貸付	126	5.7%	697	30.6%
合計	2,224	100.0%	2,276	100.0%



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

◎国民世論の啓発

①北方領土返還要求運動の推進

- ・全国各地の事業への参加者のうち、若年層の割合は 22.2%（基準値：21.4%）でした。
- ・SNS 等による情報発信の件数は 638 件（基準値：638 件）、SNS 等による情報発信の読者数は 232,444 人（基準値：171,504 人）、SNS 等による情報発信の反応数は 4,129,942 回（基準値：1,253,428 回）でした。

②青少年や教育関係者に対する啓発

- ・協会HP掲載の学習教材集のダウンロード数は、49,099 件（基準値：42,883 件）でした。

③国民一般に対する情報発信

- ・啓発施設の集客数は、北方館 105,428 人（基準値：130,789 人）、別海北方展望塔 92,095 人（基準値：74,605 人）、羅臼国後展望塔 27,193 人（基準値：30,795 人）でした。

◎四島交流事業

- ・ロシアによるウクライナ侵略を契機とする日露関係等の情勢により、事業は実施できませんでしたが、事業の再開へ備えるため、四島交流事業等使用船舶「えとぴりか」（以下「えとぴりか」という。）を利用した試験運航を実施しました。
- ・「えとぴりか」の一般公開を通じて、国民世論の啓発への波及効果を高めました。

◎調査研究

- ・調査研究結果の引用数は 16 件（基準値：14 件）、利活用数は 760 件（基準値：757 件）でした。

◎元島民等の援護

- ・元島民等による返還要求運動推進事業、後継者育成等の活動及び北方領土関連資料保存整備事業に対して支援を行いました。
- ・ロシアによるウクライナ侵略を契機とする日露関係等の情勢により、北方四島への自由訪問は実施できませんでしたが、「えとぴりか」を利用した洋上からの北方領土慰霊（全 7 回）を実施しました。

◎北方地域旧漁業権者等への融資

- ・融資の相談件数は 522 件（基準値：472 件）でした。
- ・貸付債権に占める金融再生法開示債権比率は 1.41%（基準値：3.86%以下）でした。

(2) 自己評価

令和6年度は第5期中期計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について、適切に取り組み、中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行ってまいりました。

業務ごとの評価と行政コストとの関係については、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	評価（注）	行政コスト
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
（１）国民世論の啓発（重要度及び難易度：高）	B	537,063
① 北方領土返還要求運動の推進	A	
② 青少年や教育関係者に対する啓発	A	
③国民一般に対する情報発信	B	
（２）四島交流事業	B	239,433
（３）調査研究	B	29,022
（４）元島民等の援護	B	235,962
（５）北方地域旧漁業権者等への融資	B	151,699
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項		
（１）業務の見直し	B	
（２）業務運営の効率化に伴う経費節減等		
①一般管理費の削減	B	
②業務経費の効率化	B	
（３）給与水準の適正化	B	
（４）調達の合理化等	B	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項		
（１）運営費交付金金額策定	B	
（２）一般業務勘定	－	
（３）貸付業務勘定	B	
（４）重要な財産の処分等に関する計画	B	
Ⅳ．その他の事項		
（１）内部統制の充実・強化	B	
（２）公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策	B	
（３）人事・労務管理	B	
（４）デジタル化による業務運営の効率化	B	
（５）剰余金の使途	－	
（６）施設及び整備に関する計画	－	
（７）中期目標期間を超える債務負担	－	
法 人 共 通		103,030
合 計		1,296,208

(注) 評価区分

- S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
評 定	B	B	B	B	—
理 由	いずれも項目別評価はB評価が大部分であり、概ね中期計画における初期の目標を達している。				

(注1) 令和5年度より、第5期中期目標期間に入っている。

(注2) 評価区分

- S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る成果が得られていると認められる。
- A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

11. 予算と決算との対比

(単位:千円)

区 分	予 算	決 算	差額理由
収 入			
運営費交付金	1,343,516	1,343,516	
貸付事業費補助金	135,659	122,800	注 1
貸付金利息収入	17,134	15,183	注 2
参加費収入	624	—	注 3
事業外収入	36	644	
政府受託収入	70,775	30,220	注 4
その他の収入	—	517	
計	1,567,744	1,512,880	
支 出			
北方対策事業費	1,121,918	933,116	注 5
貸付業務関係経費	50,930	33,345	注 6
一般管理費	40,781	40,138	
人件費	283,340	264,798	注 7
受託業務費	70,775	29,119	注 4
計	1,567,744	1,300,516	

(注) 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない場合がある。

(注 1) 短期・長期借入金の支払利息減少、貸倒引当金戻入益の計上等により収支差補助に不用額が生じた

(注 2) 貸付実績が計画を下回ったことによる減少

(注 3) ロシアによるウクライナ侵略の影響により訪問事業が中止になったことによる減少

(注 4) ロシアによるウクライナ侵略の影響により受託事業である受入事業が中止になったことによる減少

(注 5) 入札差額等による経費の削減及びロシアによるウクライナ侵略の影響により事業が中止になったことによる減少

(注 6) 短期・長期借入金の支払利息減少

(注 7) 職員の入れ替わりによる増減、退職の支給及び給与法改正に沿っての給与規程改正による増加

※ 詳細につきましては、決算報告書を御覧ください。

12. 財務諸表

要約した法人単位財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
流動資産	3,916,781	流動負債	595,991
現金及び預金（＊１）	1,620,472	長期借入金（一年以内返済予定）	467,500
貸付金	2,255,953	預り補助金等	12,859
賞与引当金見返	19,673	引当金（賞与引当金）	19,673
その他	20,683	その他	95,960
固定資産	381,474	固定負債	1,357,831
有形固定資産	220,276	資産見返負債	60,670
無形固定資産	7,259	長期借入金	1,168,200
投資その他の資産	153,939	引当金（退職給付引当金）	121,166
		その他	7,796
		負債合計	1,953,823
		純 資 産 の 部	
		資本金	256,070
		資本剰余金	927,749
		利益剰余金	1,160,614
		純資産合計（＊２）	2,344,433
資産合計	4,298,255	負債純資産合計	4,298,255

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない場合がある。

(2) 行政コスト計算書

(単位：千円)

項 目	金 額
損益計算書上の費用	1,315,764
経常費用（＊３）	1,315,598
臨時損失（＊４）	165
その他行政コスト（＊５）	9,564
行政コスト合計	1,325,328

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない場合がある。

(3) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
経常費用（＊３）	1,315,598
北方対策業務費	1,031,751
受託業務費	29,119
貸付業務費	18,377
一般管理費	221,541
財務費用	14,810
経常収益	1,531,715
運営費交付金収益	1,316,104
政府受託収入	30,220
補助金等収益	114,710
自己収入等	19,932
その他	50,750
臨時損失（＊４）	165
当期総利益（＊６）	215,952

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない場合がある。

(4) 純資産変動計算書

(単位：千円)

	I 資本金	II 資本剰余金	III 利益剰余金	純資産合計
当期首残高	256,070	937,313	944,662	2,138,045
当期変動額				
その他行政コスト（※5）		△ 9,564		△ 9,564
当期総利益（※6）			215,952	215,952
当期末残高（※2）	256,070	927,749	1,160,614	2,344,433

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない場合がある。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

項 目	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	542,821
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,043
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 216,017
資金増加額	312,761
資金期首残高	307,711
資金期末残高（※7）	620,472

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない場合がある。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：千円)

項 目	金 額
資金期末残高（※7）	620,472
定期預金	1,000,000
現金及び預金（※1）	1,620,472

※ 詳細につきましては、財務諸表を御覧ください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

令和6年度末の資産残高は、4,298,255千円となっており、その大宗は貸付金並びに現金及び預金となっています。負債残高は1,953,823千円となっており、その大宗は、貸付金の原資とするための長期借入金です。主に貸付業務勘定における長期借入金残高が減少したことにより、負債が前年度比で149,269千円減(7.1%減)となっています。

純資産の残高は2,344,433千円であり、政府出資金、利益剰余金のほかに資本剰余金927,749千円を有しておりますが、これは協会が特殊法人として設立した際、国から交付された基金等によるものです。

(2) 行政コスト計算書

損益計算書上の費用及び、減価償却相当額及び除売却差額相当額等のその他行政コストを合算した行政コスト総額は1,325,328千円となっております。

(3) 損益計算書

経常費用は1,315,598千円、経常収益は1,531,715千円であり、当期純利益は215,952千円となっております。経常費用の主なものには、国民世論の啓発等を行うため北方対策業務費1,031,751千円、一般管理費221,541千円がありますが、入札差額、経費の節約を行うことにより、一般業務勘定において当期総利益は215,952千円となっています。なお、貸付業務勘定では、国から収支差補助を受けていることから、基本的には損益が生じない構造となっております。

(4) 純資産変動計算書

資本剰余金が9,564千円減少していますが、これは固定資産の除却、減価償却等が主な要因となっております。利益剰余金は、一般業務勘定において、入札差額、経費の節約により当期総利益が215,952千円となっています。

(5) キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、貸付業務勘定における貸付金回収による収入が貸付けによる支出を上回ったことが主な要因で542,821千円の資金増となっております。投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産等の取得による支出が主な要因で14,043千円の資金減となっております。財務活動によるキャッシュ・フローは、貸付業務勘定における長期借入金の借入に対して返済が上回ったことが主な要因で216,017千円の資金減となっております。

これにより6年度において、資金増加が312,761千円となり、期末残高は、620,472千円となっております。

14. 内部統制の運用に関する情報

協会は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、協会法又はその他の法令の適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めておりますが、財務に係る主な項目とその実施状況は次のとおりです。

（１）内部統制の運用

役員及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制の整備等を目的としてコンプライアンス委員会を設置し、定期的に内部統制の状況を確認しています。

（２）監事監査

監事は、協会の業務及び会計に関する監査を行っています。監査では、書面監査及び実地監査を実施しており、各担当から実情の聴取、決裁書類、保有個人情報等の管理状況、情報セキュリティ対策等の点検を行い、監査の結果は報告書として理事長に通知しています。

（３）入札及び契約に関する事項

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から成る契約監視委員会の設置等を定めた内部規程等を整備することとしており、契約監視委員会では、調達等合理化計画の策定及び当該年度の個々の契約案件の点検等を行っています。

令和６年度においては、当該年度の個々の契約案件の点検等を行い、令和６年度の調達実績に関する点検・見直し及び令和７年度の調達等合理化計画の策定のために当委員会を令和７年６月に開催しています。

（４）予算の適正な配分

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制の整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みとして、11月、1月、3月の役員会において、各部から予算執行状況の報告及び予算の見直しを行っています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和 44 年 10 月 特殊法人北方領土問題対策協会

平成 15 年 10 月 独立行政法人北方領土問題対策協会

なお、協会の前身となる特殊法人北方領土問題対策協会（以下「旧協会」という。）の沿革は次のとおりです。

旧協会は、昭和 44 年 10 月、北方領土問題の解決促進のためには、国民世論の喚起を図ることが肝要であり、このため全国的な規模で啓発宣伝活動を展開する団体を設けることが必要であるとの趣旨から、北方領土問題対策協会法（昭和 44 年法律第 34 号）に基づき、当時の「北方協会^{※1}」の業務全部及び「南方同胞援護会^{※2}」の業務の一部を承継して設立されました。

※1 北方協会

北方地域旧漁業権者等法に基づき、北方地域旧漁業権者等の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通し、これらの者の営む漁業その他事業とその生活の安定を図ることを目的として、昭和 36 年 12 月に設立されました。

※2 南方同胞援護会

昭和 32 年 9 月 1 日、南方同胞援護会法に基づき、沖縄・小笠原等南方地域に関する調査研究、啓もう宣伝、同地域の居住者の援護等を行うことを目的として設立されましたが、昭和 34 年の法改正により、北方地域を対象として同種の事業を行うこととされました。（昭和 48 年 3 月 31 日解散）

(2) 設立根拠法

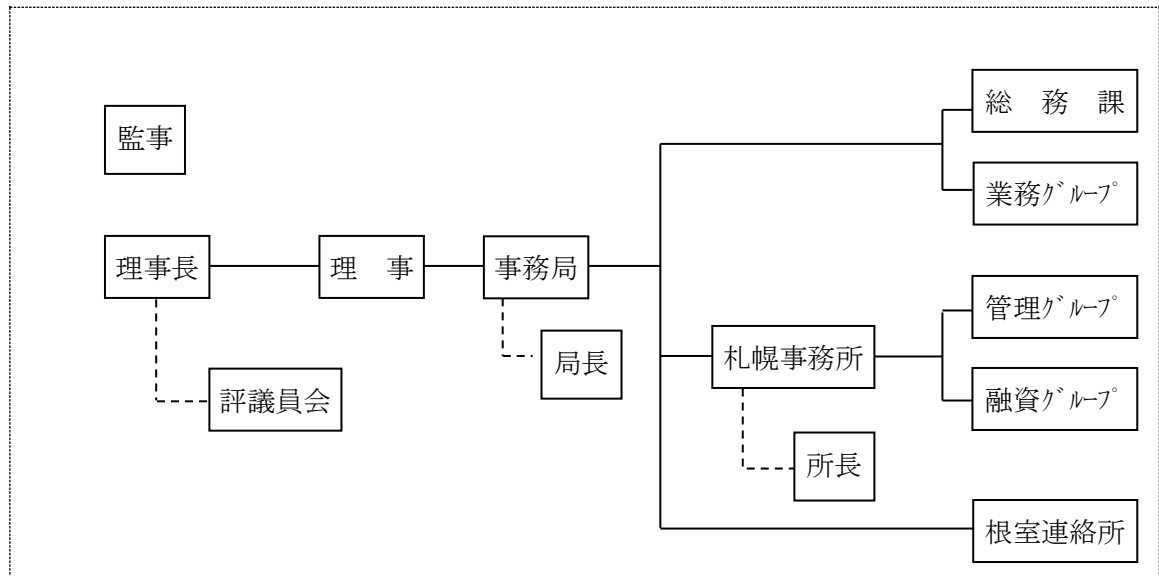
独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号）

(3) 主務大臣

内閣総理大臣（内閣府北方対策本部）

農林水産大臣（水産庁漁政部水産経営課）

(4) 組織図



(5) 事務所（従たる事務所を含む）等の所在地

協会の組織については、協会法第4条により東京に主たる事務所を置くほか、協会組織規程（平成15年10月1日施行）第2条により札幌事務所、根室連絡所を次のとおり置いています。

〔東京事務所〕

〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目9番12号 住友不動産上野ビル
TEL 03-3843-3630

〔札幌事務所〕

〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西6丁目2番地2 札幌センタービル
TEL 011-205-6121

〔根室連絡所〕

〒087-0028 北海道根室市大正町2丁目12番地 千島会館内
TEL 0153-23-3501

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

関連公益法人として、元島民等で構成されている公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟があり、元島民等の援護を効率的に実施するため、援護事業補助金を交付しています。

※ 詳細については、附属明細書を御覧ください。

(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産	5,620,315	5,726,180	5,848,731	4,241,136	4,298,255
負債	2,991,332	2,618,171	2,437,496	2,103,092	1,953,823
純資産	2,628,983	3,108,009	3,411,235	2,138,045	2,344,433
行政コスト	1,062,881	1,023,802	1,226,746	1,287,561	1,325,328
行政サービス実施コスト	—	—	—	—	—
経常費用	1,046,040	1,013,474	1,215,279	1,277,053	1,315,598
経常収益	1,464,934	1,502,828	1,529,972	1,516,614	1,531,715
当期総利益	413,723	489,274	314,010	238,732	215,952
業務活動による キャッシュ・フロー	809,920	847,394	547,591	△1,095,871	542,821
投資活動による キャッシュ・フロー	△10,568	△65,006	△25,261	△9,252	△14,043
財務活動による キャッシュ・フロー	△524,664	△352,272	△145,812	△255,817	△216,017
資金期末残高	862,016	1,292,133	1,668,651	307,711	620,472

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）

① 予算

(単位：千円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	1,306,554
貸付事業費補助金	161,780
受託収入	70,775
貸付金利息収入	15,714
参加費収入	624
事業外収入	259
計	1,555,706
支 出	
北方対策事業費	1,080,062
貸付業務関係経費	51,239
受託業務費	70,775
一般管理費	48,992
人件費	304,638
計	1,555,706

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない場合がある。

② 収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	1, 591, 803
経常費用	1, 591, 803
北方対策事業費	1, 080, 062
貸付業務関係経費	51, 239
受託業務費	70, 775
一般管理費	48, 992
人件費	304, 638
減価償却費	36, 097
臨時損失	—
収益の部	
経常収益	1, 591, 803
運営費交付金収益	1, 306, 554
貸付事業費補助金収益	161, 780
貸付金利息収入	15, 714
受託収入	70, 775
参加費収入	624
事業外収入	259
資産見返負債戻入	36, 097
資産見返運営交付金戻入	32, 179
資産見返補助金戻入	3, 918
臨時利益	—
当期純利益	—
目的積立金取崩額	—
当期総利益	—

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない場合がある。

③ 資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	4, 298, 055
業務活動による支出	2, 952, 433
投資活動による支出	0
財務活動による支出	1, 245, 200
翌年度への繰越金	100, 422
資金収入	4, 298, 055
業務活動による収入	2, 247, 470
運営費交付金による収入	1, 306, 554
貸付事業費補助金による収入	161, 780
貸付回収による収入	691, 764
貸付金利息収入	15, 714
その他の業務収入	71, 658
投資活動による収入	—
財務活動による収入	1, 945, 800
前期からの繰越金	104, 785

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない場合がある。

16. 参考情報

(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金 : 現金、普通預金、定期預金等

貸付金 : 一般債権及び貸倒懸念債権から貸倒引当金控除後の残高

賞与引当金見返 : 中期計画または年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる賞与引当金に見合う額

その他（流動資産）: 事務所借料等の前払費用、未収利息等の未収収益等

有形固定資産 : 建物、構築物、車両運搬具、工具器具備品など協会が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産 : ソフトウェア、電話加入権等の無形固定資産

投資その他の資産 : 破産更生債権（貸倒引当金控除後の残高）、敷金及び保証金（事務所等の敷金）、退職給付引当金見返（中期計画または年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる退職給付引当金に見合う額）

長期借入金（流動負債）: 一年以内返済予定の長期借入金

預り補助金等 : 令和6年度貸付事業費補助金の国庫返還金

引当金（賞与引当金）: 期末決算日以降に支給される賞与のうち役職員の当期勤務期間に対応する部分の見積額

その他（流動負債）: 未払金（期末において未払となっている債務及び社会保険料の事業主負担分等）、未払利息等の未払費用、預り金等

資産見返負債 : 運営費交付金及び補助金等で取得した資産の残存簿価

長期借入金（固定負債）: 上記一年以内返済予定以外の長期借入金

引当金（退職給付引当金）: 期末決算日現在における役職員の退職一時金の見積額

その他（固定負債）: 資産除去債務等

資本金 : 特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された固定資産等

資本剰余金 : 協会が特殊法人として設立した際、国から交付された基金、事務所敷金

利益剰余金 : 一般業務勘定における中期目標期間中の利益及び特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された貸付業務勘定における積立金

② 行政コスト計算書

経常費用 : 一般業務勘定及び貸付業務勘定における業務に要した費用、給与、賞与、法定福利費、退職給付費用等役職員等に要する経費、管理経費、受託業務費、財務費用（長期借入金等の支払利息）など

臨時損失 : 固定資産除売却損

その他行政コスト : 減価償却相当額(償却資産のうち、特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された固定資産等の減価償却費)、利息費用相当額(資産除去債務の時の経過により発生する計算上の利息)、除売却差額相当額(特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された固定資産の除却時の残存簿価)

③ 損益計算書

北方対策業務費 : 一般業務勘定における業務に要した費用
受託業務費 : 一般業務勘定における受託業務に要した費用
貸付業務費 : 貸付業務勘定における業務に要した費用
一般管理費 : 給与、賞与、法定福利費、退職給付費用等役職員等に要する経費、管理経費
財務費用 : 長期借入金等の利息の支払に要する経費
運営費交付金収益 : 国からの運営費交付金のうち当期の収益として認識した収益
政府受託収入 : 外務省から受託した四島交流受入事業による収入
補助金等収益 : 国からの補助金のうち当期の収益として認識した収益
自己収入等 : 貸付金から得た利息収入、預金利息、貸倒引当金戻入益、雑益
その他(経常収益) : 資産見返負債戻入、賞与引当金見返・退職給付引当金見返に係る収益
臨時損失 : 固定資産の除却損

④ 純資産変動計算書

当期首残高 : 今年度期首における資本金、資本剰余金、利益剰余金の残高
当期変動額 : その他行政コスト及び当期総利益の変動額
当期末残高 : 期末における資本金、資本剰余金、利益剰余金の残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー

: 協会の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、国からの運営費交付金、補助金、政府受託収入、貸付金の回収・利息等の収入、業務の実施による経費や人件費等

投資活動によるキャッシュ・フロー

: 固定資産の取得による支出

財務活動によるキャッシュ・フロー

: 借入による収入、借入金返済による支出、リース債務返済による支出

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています

- ・令和6年度業務実績報告書

